

しものクリニックでの加算に係わる掲示について

◆個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

◆お薬の一般名処方について

現在医薬品の供給が不安定な状態になっております。厚生省の指示により、薬局において円滑にお薬が受け取れるよう、当院では一般名処方（お薬をメーカーを問わずに記載すること）を行っております。趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。また、バイオ後続品の導入に関する説明を積極的に行っています。

◆医療情報取得加算の算定について

当院では、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定しております。

※正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いします

◆生活習慣病管理加算について

当院では、令和6年6月の診療報酬の改定において、これまで算定してきた『特定疾患療養管理料』から、個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』を算定することになりました。この改定では医師が、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを治療している患者様個々に応じた目標設定、具体的な指導内容、検査結果等を記載した『生活習慣病療養計画書』を作成することになります。計画書には患者様にご署名をいただく必要があります。

また、当院では患者さんの状態に応じ、

- ・28日以上 of 長期の処方を行うこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

のいずれの対応も可能ですが、長期処方またはリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて医師が判断いたします。

◆医療 DX 推進体制整備加算について

当院では、医療 DX 推進して質の高い医療を提供できるように体制整備を行っております。

- ・オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施してまいります。